

令和2年度いじめの対応状況について

1 いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。
なお、起こった場所は学校の内外を問わない。
(いじめ防止対策推進法 平成25年法律第71号)

2 いじめの把握

(1) アンケート調査

- ①目的 区内の公立小・中学校におけるいじめ等、児童・生徒間の問題について、調査を通じて現状を把握し、問題の未然防止と早期発見・早期対応を図る。
- ②形式 児童・生徒及び保護者に対するアンケート方式
- ③対象 小学校1年生から中学校3年生までの全児童・生徒・保護者
- ④対象期間
第1回 令和2年4月1日(水)から令和2年7月31日(金)まで
第2回 令和2年8月1日(土)から令和2年11月30日(月)まで
第3回 令和2年12月1日(火)から令和3年3月25日(木)まで
※新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業期間を考慮し、第1回の対象期間を例年より1か月延ばし、7月末までとした。

(2) その他

各期間、教員等による発見、児童・生徒・保護者等の訴えなどにより随時把握する。

3 いじめの発生状況

校種	認知件数(件) ※令和3年3月25日時点	いじめの対応状況 ※令和3年3月25日時点		
		対応を継続中(件)	解決件数(件)	解消件数(件)
小学校	792	23	769	424
中学校	67	3	64	39

※いじめの解決・解消については、いじめが解決してから約3か月間を見守り期間とし、その期間、児童・生徒が安心して学校に通えた場合をいじめの解消としている。

4 認知件数と認知率(認知件数/児童・生徒総数)の推移

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
小学校	認知件数	48件	293件	983件	974件	792件
	認知率	0.5%	3.1%	10.4%	9.9%	7.9%
中学校	認知件数	38件	50件	95件	97件	67件
	認知率	1.2%	1.6%	3.1%	3.1%	2.1%

5 いじめの態様

校種	いじめの態様									計
	①悪口	②無視 仲間はずれ	③軽い 暴力	④ひどい 暴力	⑤金品を たかられる	⑥金品を 隠す盗難	⑦嫌なこと をされる	⑧SNSによ る誹謗・中傷	⑨その他	
小学校	453	159	300	3	8	94	43	8	2	1070
中学校	45	10	6	0	1	5	5	6	1	79

※1件につき、複数の態様が含まれる場合があるため、合計はいじめの認知件数と一致しない。

6 調査結果の分析

- (1) 認知件数は昨年度と比較して、小学校は81%程度、中学校は69%程度となった。主な要因としては、臨時休業及び分散登校により調査期間中の登校日数（学校滞在時間）が前年よりも少なかったことが挙げられる。
- (2) 小学校は23件、中学校は3件が解決に向けて「対応を継続中」である。また、解消率は小学校で約53%、中学校では約58%である。学校への聞き取りの結果、継続的に深刻ないじめが続いているということではないが、再び悪口を言われるなどの嫌な思いをしていると訴える児童・生徒もいることから、簡単に解決・解消と判断せず、指導や見守りを継続していることが理由である。
- (3) 態様として、小・中学校とも一番多いものは昨年度同様「悪口」である。小学校では、「悪口」と「軽い暴力」をはじめとするいじめの訴えが低・中学年に多い傾向がある。
- (4) 「SNSによる誹謗・中傷」を態様と挙げている児童・生徒は、全件数に対し、小学校で全体の約1%、中学校で全体の約9%程度であり、前年度に比べ小学校で4件減、中学校で10件減であった。しかし、学校が把握できていないいじめが潜んでいる可能性も踏まえ、安易に減少傾向と捉えず、今後の推移にも注意していく必要がある。

7 今後の主な取組

- (1) 中野区いじめ防止等対策推進条例の周知及び条例に基づく取組の実行（今年度の重点）
本条例について、中野区教育委員会作成のリーフレット「いじめのない中野区を目指して」を活用し、その内容を教職員や保護者等に周知していく。
中野区いじめ問題対策連絡協議会を一層充実させることにより、学校・関係機関がいじめ問題について連絡・協議を行い連携を強化し、重大事態の未然防止や早期対応が図られるよう努めていく。
また、学識経験者や多方面の専門家により構成された中野区教育委員会いじめ問題対策委員会においていじめ防止等のための対策について審議し、その内容を各学校での対応に活かすよう指導していく。
- (2) 中野区いじめ防止基本方針に基づく取組の実行
学校に対し、中野区いじめ防止基本方針に基づく取組が充実されるよう、指導を継続していく。特に、各学校におけるいじめ防止基本方針の見直し、いじめ対策委員会の充実、いじめ対応担当教員を活用した組織的取組の実施について指導していく。
- (3) 児童・生徒が自らSOSを出そうとする気持ちをつくる
 - ① 「SOSの出し方に関する教育」の確実な実施
各学校は、東京都教育委員会が作成したDVD教材などを活用した授業を、いずれかの学年において年間1単位以上、年間指導計画に位置付け実施する。
 - ② スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等との連携の強化
各学校は、スクールカウンセラー等による面談や相談室での交流を通して、児童・生徒の状況把握や支援に努める。把握した情報は校内のいじめ対策委員会で共有し、学校全体で組織的に対応していく体制を強化する。また、各学校の効果的な実践事例を、生活指導主任会等において共有し、全校に還元していく取組を継続する。
 - ③ 様々な窓口による教育相談の強化
中学生を対象とするSNS相談窓口のほか、これまで行ってきた「こども110番」や、都の相談窓口の周知を強化することにより、子どもたちが自分に合った相談方法を選び、課題を解決していけるようにする。
- (4) 児童・生徒の円滑な人間関係づくりを支援する
 - ① 児童・生徒の人権感覚の育成
各学校では、日々の授業や様々な体験活動を通じて、児童・生徒の人間関係づくりに努める。特に「特別の教科 道徳」の授業では「自他の生命を大切に作る心」や「自己肯定感・自己有用感」を育む指導等を積極的に実施し、人権感覚を育成する。中野区人権教育推進委員会では、モデル授業を実践し、指導資料として配布する。
 - ② コミュニケーションに関わる取組の充実
授業をはじめとする学校教育の様々な機会を捉え、互いに認め合う態度を育む取組や、子ども同士が話し合い、合意形成や自己決定ができるようにする取組を展開する。また、特に小学校低学年では、温かい言葉での表現や暴力に頼らない解決方法などについて「中野区就学前教育プログラム改訂版 理論編」及び「同 実践編」を活用し、保幼小の学び

の連続性の中でも重点的に指導する。

③ SNSの正しい使い方やマナーに関する指導の徹底

児童・生徒自身が「SNS学校ルール」づくりに参画し、見直していく活動を実践するとともに、保護者会やセーフティ教室等の機会において「SNS家庭ルール」づくりを啓発する等、意図的・計画的、継続的に情報モラル教育を推進する。

④ 新型コロナウイルス感染者等に対する差別や偏見の防止

感染症に関する正確な知識を発達段階に応じて指導するとともに、担任やスクールカウンセラーとの面談、アンケート等により、差別や偏見の早期発見・早期対応に努める。

(5) 教職員・保護者への啓発の促進

① 教職員の対応力の向上

区が独自に作成した教員用指導資料「いじめのない中野区を目指して」「中野区いじめ対応ガイドライン」や「子どもたちの自信とやる気を高め 居場所をつくるために」、都から配布された「いじめ総合対策【第2次・一部改定】」等を活用した校内研修を計画的に実施し、教職員一人ひとりの対応力を向上させる。

② 教職員の人権感覚の向上

教職員の指導や言動が児童・生徒に大きな影響を与えるため、都が配布した「人権教育プログラム（学校教育編）」等を活用し、教職員の人権感覚を磨くようにする。

特に、新型コロナウイルス感染症に関する発言や、職務上知り得た情報の取扱いには十分注意するよう徹底を図る。

③ いじめの発生・対応状況の保護者・地域に対する説明

各学校のいじめ防止基本方針に基づく取組を、保護者会や学校だより等を活用して紹介する。また、学校評議員会等の機会を捉えて定期的にいじめの発生・対応状況を説明し、出席者との意見交換を行う。その内容については、教育委員会に報告する。